

**特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットワーク東海  
定款**

第1章 総則	1
第2章 目的及び事業	1
第3章 会員	2
第4章 役員及び職員	3
第5章 総会	5
第6章 理事会	7
第7章 常任理事会	9
第8章 資産及び会計	9
第9章 定款の変更、解散及び合併	11
第10章 公告の方法	12
第11章 雑則	12
附則	12

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市の置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済のための活動を行い、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図り、もって消費者の権利の保護・実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表の記載のうち以下の活動を行う。

- (1) 消費者の保護を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 事業者・事業者団体の不当な事業活動に対する差止請求その他の是正を図る事業
- (2) 消費生活に関する情報の収集、分析、評価及び提供事業
- (3) 消費生活に関する消費者の被害の防止、救済及び支援事業
- (4) 消費生活に関する消費者・事業者に対する啓発及び教育事業
- (5) 消費生活に関する意見の表明又は提言事業
- (6) 他の消費者団体・関係諸機関との支援事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の四種とし、個人正会員及び団体正会員（以下あわせて「正会員」という）をもって法における社員とする。

(1) 個人正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動に積極的に関与して推進するため入会した個人

(2) 団体正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動に積極的に関与して推進するため入会した団体

(3) 個人協力会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力するため入会した個人

(4) 団体賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業に賛助するため入会した団体

2 前項にかかわらず、必要により理事会において法における社員以外の会員の種別その他の事項を定めることができる。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、前項の申込みがあったときは、その者が第6条に掲げる条件に適合することを確認した上、理事会または常任理事会の同意を経て、入会を承認するものとする。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡または失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である団体が解散したとき。
- (4) 継続して2年以上会費を納入せず、理事会において退会を決議したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款もしくは総会または理事会の定める規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び選任要件)

第13条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上20名以下
  - (2) 監事 1名以上3名以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1名以上を副理事長、若干名を常任理事とし、必要により会長を1人おくことができる。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 会長、理事長、副理事長、常任理事は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 役員のうちには、法第20条各号に該当する者がいてはならない。
- 7 役員のうちには、消費者契約法第13条第5項第6号イ～ハに該当する者がいてはならない。
- 8 理事の数のうちに占める特定の事業者（消費者契約法第13条第3項第2号に当たる事業者を除き、当該事業者との間に発行済株式の総数の2分の1以上の株式の数を保有す

る関係その他消費者契約法施行規則で定める特別の関係のある者を含む。)の関係者(当該事業者及びその役員又は職員である者その他の消費者契約法施行規則で定める者をいう。)の数の割合が3分の1を超えてはならない。

9 理事の数のうちに占める同一の業種(消費者契約法13条第3項第2号に当たる事業者を除き、消費者契約法施行規則で定める事業の区分をいう。)に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が2分の1を超えてはならない。

10 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第14条 会長は、会員及び理事に対し、この法人がその目的・理念を実現できるよう助言する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を掌理する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第15条 役員任期は、選任された翌々年の通常総会が終結した時、又は2年のいずれか早い時までとする。但し、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長する。

4 役員は、辞任後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の職員は理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回、前事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第6項4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくはファックス又は電子メールをもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員（団体正会員の場合はその代表者）の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、出席した正会員の表決権数が、正会員の表決権総数の2分の1以上でなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の有する表決権数の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第28条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、第29条第1項第3号及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

5 議決の内容が、特定の事業者若しくは事業者団体（以下事業者等という）の不当な事業活動に対する是正を図る行為その他一定の行動を決議するものである場合は、当該事業者等の関係者（役員・使用者若しくは株式会社にあつては持株数上位10名以内の株主）並びに当該事業者等から業務を受託若しくは受任をしている者は、前項の利害関係人に当たるものとする。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び表決権総数
- (3) 出席正会員の数及び出席正会員の有する表決権数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業者等の不当な事業活動に対する差止請求に係る訴えの提起その他の是正を図る行為（以下「差止請求関係業務」という）に関する事項
- (4) 委員会その他の組織構成及び委員の任命に関する事項
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) 事業計画及び予算並びにその変更
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 前項第3号の差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の議決については、理事並びに常任理事会その他のものに委任できない。

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15

日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくはファックス又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が当たる。理事長が出席できないときは、理事長の指名する理事とし、指名する者がいないときは出席理事において互選した者がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。

(持ち回り議決)

第36条 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面等により通知し賛否を求めた場合には、書面等による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とする。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面もしくはファックス又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の審議及び議決について、特別の利害関係を有する理事は、その審議及び議決に加わることができない。

5 審議及び議決の内容が、特定の事業者等の不当な事業活動に対する差止請求関係業務その他一定の行動を決議するものである場合は、当該事業者等の役員及び使用者並びに当該事業者等から業務を受託もしくは受任をしている理事は、前項の特別の利害関係を有する理事に当たるものとする。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数

(3) 出席した理事の氏名（書面等による表決者については、その旨を明記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名が署名、押印しなければならない。



3 第36条に定める持ち回り議決の場合には、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯ならびに各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、理事長が署名、押印しなければならない。

## 第7章 常任理事会

(構成)

第39条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事をもって構成する。

(権限)

第40条 常任理事会は、第31条に定めた事項（第3号の差止請求関係業務のうち差止請求に係る訴えの提起その他の差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定を除く。）に関して、理事会からの委任を受けた範囲でこれを議決する。但し、議決した事項については、他の役員に速やかに報告するものとする。

(招集)

第41条 常任理事会は、理事長が必要と認めたときに招集し、招集の方法については第33条第3項を準用する。

(議長)

第42条 常任理事会の議長は、理事長が当たる。理事長が出席できないときは、常任理事会構成員の中から理事長の指名する者とし、指名する者がいないときは出席者において互選した者がこれに当たる。

(議決)

第43条 常任理事会の議事は、常任理事会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 常任理事会の議決においては、第37条第2項ないし第5項を準用する。

3 常任理事会の議事録については、第38条を準用する。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) 消費者契約法第28条第5項に定められた積立金

(7) その他の収益

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会又は常任理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経理においては、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分しなければならない。

(1) 差止請求関係業務

(2) 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）

(3) 前2号に掲げる業務以外の業務

3 前条第6号に定める積立金は、差止請求関係業務に要する費用にあてる。

4 この法人が、差止請求関係業務を廃止し、又は消費者契約法に基づく適格消費者団体としての認定を受けた後に、その認定が失効（差止請求関係業務の廃止によるものを除く。）若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合において、前条第6号に定める積立金に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体（消費者契約法に基づいて差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあっては、当該適格消費者団体）があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは同法第13条第3項第2号に掲げる要件に適合する消費者団体であって内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させるものとする。

5 前項の帰属先については、理事会において決定するものとする。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(経費の支弁)

第47条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第49条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事長がこれを決し、理事会の承認を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後3か月以内に、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の有する表決権数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の表決権総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、この法人と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に譲渡するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の有する表決権の過半数の議決を経て選定する。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の表決権総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告)

第58条 この法人の公告は、次の各号に掲げる事項に係るものは官報への掲載にて行うものとし、その他の事項に係るものは、この法人のホームページへの掲載その他の相当な方法にて行うものとする。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

- (1) 解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告
- (2) 清算人が清算法人について破産手続開始の申し立てを行った旨の公告

## 第11章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員及びその役職は、第13条第3項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成20年12月31日までとする。

- (1) 理事長 杉浦 市郎
- (2) 理事 石川 恵子
- (3) 理事 伊藤 陽児
- (4) 理事 西村 一男
- (5) 理事 中村 依子
- (6) 理事 清水 かほる
- (7) 理事 向井 忍
- (8) 理事 柘植 直也
- (9) 理事 杉浦 正枝
- (10) 監事 稲森 幸一
- (11) 監事 稲垣 雅代

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、成立の日から平成

19年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の会費（年会費）は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 個人正会員 1口1,000円を2口以上
- (2) 団体正会員 1口1,000円を3口以上
- (3) 個人賛助会員 1口1,000円を1口以上
- (4) 団体賛助会員 1口1,000円を1口以上

6 平成20年2月23日 改訂

7 平成22年7月9日 改訂

8 平成23年9月12日 改訂

9 この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（平成25年6月4日）から施行する。

10 平成28年8月22日 改訂

11 この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（平成28年11月4日）から施行する。

12 平成29年2月25日 改訂

13 平成30年3月10日 改訂

14 令和2年3月7日 改訂

尚、令和2年度の事業年度は、第52条の定めにかかわらず、令和2年1月1日から令和3年3月31日までとする。

15 この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（令和4年8月31日）から施行する。